

超長期国債先物取引の商品性の見直しに伴う
業務規程等の一部改正について

2015年6月26日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年7月6日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、超長期国債先物取引について、市場利用者の利便性の向上により取引の活性化を図る観点から、商品性を見直すことに伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. 標準物利率の変更

- 超長期国債標準物の利率を年3%とします。

（備考）

- 業務規程第4条の2第3号

2. 呼値の単位の変更

- 額面100円につき1銭とします。

- 業務規程第26条第8項第1号a

3. 呼値の制限値幅の変更

- 通常時は基準値段から上下4円、拡大時には同6円とします。

- 業務規程施行規則第16条第2項第1号a(b)及び同条第3項第1号a(b)

4. 受渡適格銘柄の変更

- 発行日及び受渡決済期日に19年3か月以上21年未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の4か月前の月以前のものとします。

- 業務規程第34条の4第3号及び受託契約準則第14条の4第3号

5. その他

- その他所要の改正を行うものとします。

III. 施行日

- ・ 2015年7月6日から施行します。ただし、この改正規定施行の日の前日に取引が行われている超長期国債標準物に係る限月取引については、II. 2. 及び3. を除き、なお従前の例によることとします。

以上